

2010年2月26日

お客様各位

内外トランスライン株式会社

危険品貨物の搬入について

拝啓、貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

弊社は2010年1月中旬より、危険品混載サービスを行っております。
危険品は国内法（消防法、毒劇物取締法、高圧ガス保安法など）の規制を受けておりますので、それぞれの法規に適合した倉庫に蔵置、保管し、船積みしなければなりません。
また、危険品の運送においては「危険物船舶運送及び貯蔵規則」（以下「危規則」）に則った容器、包装、標札などで表記されていない場合には倉庫で荷受けはもちろんのこと、船積みにも対応できかねることとなります。
安全第一を徹底し、お客様のご要望にお答えできるよう努力致しますので、貨物搬入に際して今一度、下記内容にご留意頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 内装、外装梱包は危規則に適合したものを使用
2. 危険品ラベルの貼付
3. 危険品事前連絡表及びドックレシートとの同一性

以上

尚、ご質問等ございましたら、最寄の各支店営業までお問合せ下さい。

本社	TEL : 06-6260-4706	神戸支店	TEL : 078-332-0040
東京支店	TEL : 03-3276-7317	広島営業所	TEL : 082-250-4470
横浜支店	TEL : 045-226-2051	門司事務所	TEL : 093-322-1420
名古屋支店	TEL : 052-232-7730	福岡営業所	TEL : 092-436-4480